

2013年12月25日

## 「加工食品の表示に関する調査会」への意見書

委員 立石幸一

## 1. 表示責任を有する者等の整理について

- (1) 現行の食衛法と JAS 法では対象区分が違うため、特に製造者と記載するのか加工者で記載するのかの判断が難しく事業者泣かせである。この問題を棚上げし、現行の「製造者」、「加工者」、「販売者」の区分（食衛法では販売者と表示できない）を存続し、「表示責任者」との新たな表示は、屋上屋を重ね、小売を中心とする流通段階と製造メーカーの責任区分がさらにあいまいとなり、現場に混乱をもたらす。消費者から見た場合も製造者なのか販売者なのかがはっきりせず、消費者目線から見てもおかしい。
- (2) まずは、製造者、加工者の定義を明確化し、食衛法と JAS 法のダブルスタンダードを解消することを第一に行うべきである。どちらかに統一し、一本化するべきである。
- (3) 加工食品の場合は、一義的な製造者は必ず存在する。PB 商品のように第三者に製造委託をする場合は、販売者が表示の責任を負う場合がある。この場合は販売者として表示責任を表明するものである。
- (4) 消費者目線で考えれば、製造者と製造場所を知りたいというのが一般的なニーズである。現在の製造所固有記号は、届け出制であり、情報が公開されておらず必要に応じて誰もが検索できるまでの仕組みとはなっていない。トレーサビリティの観点からも現行の課題を整理する必要がある。

## 2. 食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について

- (1) 原則として、表示義務の対象範囲（食品、事業者等）については変更しない。  
⇒このことは、消費者基本計画に記載されている「新しい消費者行政は、行政の在り方を事業者優先から国民一人ひとりの立場に立って転換していくことが重要です。また、従来の産業振興の間接的、派生的テーマとしての縦割り行政の弊害を克服しなければなりません。」とは相容れない。新しい法律の「消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利」にもとづいて、現行基準の問題点を明確化して表示義務の対象範囲を見直す必要がある。最低でも現行の課題の論点整理と事業者優先から消費者目線への見直しへのロードマップの策定が必要。これまでどおりの先送りは許されない

## 3. 食品表示基準における加工食品の論点

## (論点1) 加工食品の用語の定義について

食品衛生法と JAS 法の定義の違いはどうするのか？ 別添「資料2」参照

(論点2) 加工食品の義務表示事項について

原料原産地表示、遺伝子組換え食品の表示については、個別的事項として整理されているが、以下の2点についてどのように考えるのか。

- 遺伝子組換え食品の表示の対象品目については、JAS法に基づく品質表示基準により1年ごとに見直しを行うこととしているが、少なくとも食品表示部会においては、この4年間、議論も報告もされた経過がない。
- 原料原産地表示は、個別品質表示基準で、重量順に記載するルールのもとに野菜冷凍食品、農産物漬物等がある。これとは別に22食品群は、主原料50%以上のみを記載するルールが混在するダブルスタンダードになっている。要件1要件2は、過去の要件であり、新たな基準設定のため横断的に整理すべき。

(論点3) 加工食品の表示方法について

- 表示方法は原則として統一的ルールとする 大豆油の原材料表示をどうするのか？
- 添加物等は横断的事項とするとあるが、物質名表示が原則のルールの中、一括名表示、簡略名表示にて情報開示されていない添加物がある。用途名については、事業者の判断の相違が大きく是正が必要である。

☆グリシンの例 日持ち向上→グリシン、調味→調味料(アミノ酸等) 栄養強化→不表示 塩慣れ効果→調味料(アミノ酸等)

☆カルボキシメチルセルロースナトリウムの例 増粘→C.M.C 加工助剤→非表示

☆グリセリン脂肪酸エステル  
日持ち向上→グリセリン脂肪酸エステル  
乳化→乳化剤 沈殿防止→乳化剤

- 栄養強化のために使用する食品添加物表示の省略禁止を明確化すべき

(論点3-1) 名称の表示方法について

複合原材料でのマヨネーズ表示などのアレルギーの特定原材料表記の見直し

(論点3-2) 原材料名等の表示方法について

- 表示順序は、重量順に記載のルールがドレッシングは、コーデックス型を加工品表型へ変更する考えなのか？
- まとめ書きでの問題は、パン類、調理冷凍食品、チルドぎょうざ類、畜産物缶、瓶詰、レトルトパウチ食品の例外的な書き方のできる規定については、異性化液糖の使用が情報開示されておらず、見直すべき。

(論点3-3) 内容量の表示方法について

→現行の個別品質表示基準で表示方法に差がなければ問題なし

(論点4) 加工食品の表示禁止事項について

→現行の個別品質表示基準で表示方法に差がなければ問題なし

以上